

(事例2) 55歳男性、耐火物施工、意識消失のため夜勤及び単独作業禁止

| 類型      | 症候      | 疾患           |
|---------|---------|--------------|
| 1, 2, 3 | 2. 意識障害 | 15. アルコール性障害 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>55歳 男性 高血圧の家族歴あり、大酒家</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>精銅所構内、耐火物施工(耐火煉瓦積み上げなど)</p>   |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>意識消失、アルコール障害疑い</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>保留 意識消失について結論が出るまで、夜勤および単独作業を避けてください。</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>大酒家、交代勤務で現場作業に従事。職場での宴会で意識消失し頭部外傷を負った。<br/>原因不明の間は夜勤および単独作業を避けることとした。<br/>脳波、心電図にて異常がないことを確認し、また節酒等指導を行ったうえで制限を解除した。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>③ 健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため)</p>   |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください<br/>アルコール障害を疑う事例であり、飲酒の継続があれば問題再発のリスクは高い。</p>   |                                   |  |

(事例3) 54歳男性、倉庫管理業務、糖尿病コントロール不良のため重筋作業禁止

| 類型      | 症候     | 疾患     |
|---------|--------|--------|
| 1, 2, 3 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>54歳 男性 肺結核にて入院治療（入院中インスリン導入）</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>機械組立業の事業場において倉庫管理業務を行なっている</p>                                  |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>糖尿病（コントロール不良）</p>  |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>要就業制限 当面、重筋作業は控えてください。また治療継続を要します。</p>  |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>健診にてHbA1c 9台が続いているためコントロール不良と判断し重筋作業を禁止とした。</p>  |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください<br/>しかし趣味でマラソン、長距離の水泳などを行っており、主治医の許可も得ていると主張。職場における作業の強度も限定されているため現行業務の範囲内として制限解除した。</p>                  |  |                                 |

(事例4) 36歳男性、設備の設計、てんかん発作誘発防止のため長時間残業禁止

| 類型         | 症候        | 疾患      |
|------------|-----------|---------|
| 1, 2, 3, 4 | 2. てんかん発作 | 2. てんかん |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/><b>36歳 男性</b></p> <p>2) 業種、作業内容<br/>設備の設計、机上業務のほか現場での確認・立ち会いあり</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>てんかん</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>要就業制限 1ヶ月あたり45時間以上(契約や協定などでより少ない時間が設定されている場合はそちらに従うこと)の時間外労働を避けてください。通院治療への適切な配慮(時間確保など)をお願いします。</p>  |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>健診にててんかんの現病歴と肝障害あり、確認目的に面談。面談にて2年以上発作なく安定していたが、長時間労働となりやすい部署であるため時間外労働に明確な歯止めをかける意味で就業制限を設けた。<br/>過重労働の発生が多い職場であり、てんかんの発作誘発を防ぐために残業時間を制限した。</p>                           |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>③ 健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため)</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため(例:過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>本人の怠業により発作が起こった。また就業制限は厳密には守られていなかった。このため就業時間制限を強化し、自家用車通勤禁止・単独作業禁止とした。その後安定し、主治医からも許可があったため通勤について制限解除、時間外や単独作業は現行範囲内として制限解除した。</p>                       |  |                                 |

(事例6) 50歳男性、点検見回り、糖尿病コントロール不良のため高所作業・単独作業禁止

| 類型         | 症候     | 疾患     |
|------------|--------|--------|
| 1, 2, 3, 4 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>50歳 男性 緑内障治療中</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>点検・見回り業務</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>糖尿病 (インスリン療法中)</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>要就業制限 高所作業・単独作業は避けること。また就業に当たっては治療をきちんと受けていることを条件とする。</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>独居、飲酒多量、糖尿病は数度教育入院を受けているものの生活習慣が整わず、また治療中断もたびたびで、健康診断のたびに HbA1c 10 台を指摘され、面談⇒治療強化指示⇒改善⇒治療中断を繰り返している。現場作業としては最も軽い負荷水準としているが、これ以上の負荷軽減も難しく、デスクワークも困難。</p>                       |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>③ 健康管理を促進するため (受診、治療を強く進めるため)</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため (例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p> |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>重度糖尿病あり、熱中症や低血糖などの懸念もあったため制限を強化した。<br/>今回の健診でも HbA1c 高値を認め、現在主治医に照会中である。</p>   |                                   |  |

(事例7) 60歳男性、耐火レンガ施工、重症糖尿病のため治療が必要

| 類型         | 症候     | 疾患     |
|------------|--------|--------|
| 1, 2, 3, 4 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br><b>60歳 男性 尿管結石</b><br>2) 業種、作業内容<br><b>耐火煉瓦施工の現場にて新人の技術指導など</b>  |  |                                 |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>糖尿病  |  |                                 |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>通常勤務可(現行業務内) ただし治療開始・継続が必要です。水分および休憩を十分とるようにしてください。負荷は現状程度までにとどめてください。                |  |                                 |
| 4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>健診にて HbA1c 9.7%、その後の確認でも未受診のため面談とした。治療勧奨を行った。業務負荷を確認したところ交代勤務はあるものの負荷はそれほど大きくないと判断し、現行範囲内の業務に限り通常勤務可とした。 |  |                                 |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)<br>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため   |  |                                 |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい<br>経過観察が重要と考えている。   |  |                                 |

(事例8) 65歳男性、トラック運転、高血圧のため重量物の取り扱い禁止

| 類型      | 症候     | 疾患     |
|---------|--------|--------|
| 1, 2, 4 | 1. 高血圧 | 4. 高血圧 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>65歳 男性 ぎっくり腰</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>トラック運転</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>高血圧</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>要就業制限 高血圧の治療継続が必要です。また重量物の取扱いはできれば避けてください。</p>   |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>数年来、近くの病院で高血圧内服治療中であったが、血圧は160/92mmHgとコントロール不良の状態が続いていた。健診でも同所見のため面談、上記経緯及び業務負荷を確認、重量物取扱いは少ないものの、年齢も加味し負荷制限の意味で就業制限を設けた。</p>       |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>①業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>②企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>④職場や企業への注意を促すため(例:過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>高齢、腰痛あり、また高血圧もあるため。シニア雇用であり、雇用機会の喪失と安全健康配慮義務のバランスに苦心した。</p>   |  |                                 |

(事例9) 60歳男性、現場作業、網膜色素変性症のため配置転換

| 類型      | 症候      | 疾患          |
|---------|---------|-------------|
| 2, 4, 5 | 3. 視力低下 | 18. 網膜色素変性症 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>60歳 男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>現場作業からデスクワークへ</p>  |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>網膜色素変性症</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>要就業制限 デスクワークに支障なし、ただし利用しやすい機材やソフトウェアなどの導入にご配慮下さい。</p>  |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>健診にて網膜色素変性症治療中との記録、および視力高度低下(0.1程度)のため面談を行い治療状況、業務状況を把握した。</p> <p>当初、単独行動不可(付き添いありでの現場立ち入り可)としたが視力低下が進んだためデスクワークのみとした。現在シニア雇用継続中である。</p>                     |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>②企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>④職場や企業への注意を促すため(例:過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p> <p>⑤健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>(例:弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など)</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>本人の働きたい意思と安全確保という面で悩ましい事例だった。数年単位の時間・症状の変化と本人の受け入れ、周囲の協力などもあり職場での安定した受け入れにつながった。</p>   |  |                                 |

(事例24) 33歳男性、ロープ製造、統合失調症のため休業加療

| 類型    | 症候        | 疾患        |
|-------|-----------|-----------|
| 1、2、3 | 2. 一次誇大妄想 | 15. 統合失調症 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>33歳 男性、既往歴は特に無し<br>2) 業種、作業内容<br>ロープ製造  |  |                                 |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>統合失調症の疑い 職場での人間関係破綻   |  |                                 |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>休業加療   |  |                                 |
| 4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>話の内容であるが、自分は特別な使命を帯びた選ばれた人間であり、自分の考えを世界に発信する必要がある、というのが話の中心である。自分は科学にも哲学にも精通している、しかし他の人に自分の考えを説明するのは理解されないから無駄である、と主張している。自分はもっとクリエイティブな仕事をするための存在である、とも口にした。周囲の人間を完全に見下しているため孤立している。 |  |                                 |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)<br>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)<br>③ 健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため)   |  |                                 |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください<br>この会社では不思議なことに嘱託産業医を私ともう一人を指名していた。もう一人の先生は、本人は「治療の必要なし」と判断され、放置する方針をとった。私がすぐに面談し本人の承諾を取り付け、受診させて休業となった。複数の産業医間での判断の相違は問題をこじらせてしまう。                                    |  |                                 |

(事例26) 38歳男性、営業職、適応障害のため休業加療

| 類型      | 症候    | 疾患       |
|---------|-------|----------|
| 1、2、3、4 | 2. 遁走 | 15. 適応障害 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>38歳 男性、特記なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>営業職 (4月に配転になったばかりで、その前は水道管理などの現場作業)</p>   |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>適応障害</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>休業加療。精神科医の勧めで産業医の指導監督の下「職業リハビリ」実施</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>4月に配置転換になった。まったく畑違いで、上司も忙しくて相手にされず、サッパリわからないままだった。(上司は教えようと思ったが、やる気がないのかと思っていた、と)</p> <p>ある日、出社しようとするとう気・嘔吐出現し、出勤できなくなった。そのまま遁走し、上司・総務・衛生管理者で捜索し発見。産業医面談となった。</p> <p>現在、休業中であるが、復帰に向けての面談日程がやっと決まったところである。</p>  |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>③ 健康管理を促進するため (受診、治療を強く進めるため)</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため (例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>   |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>本人にメンタルヘルスの問題があるという意識がほとんどなく、しかも、異動前から一月の半分は出社できない状態だったのに、衛生管理者も産業医もまったく知らなかった。</p> <p>「厄介物を押し付けられた」と感じていた管理者の協力は非常に得られにくく、産業医面談の際に上司も同席をお願いすると、日程が決まらなくなった。</p> <p>精神科医からは、何度も「休業は必要ない」という書類が発行されたが、試験的に出勤しようとするとう症状が再燃し、出社できない、を繰り返した。</p> <p>産業医と職業リハビリのため、課題図書を読み込んで資料を作成するなどしたが、不慣れなため、成果があったのかどうか不安である。</p> |                                   |  |

(事例28) 27歳男性、研究職、適応障害のため休業加療

| 類型      | 症候          | 疾患       |
|---------|-------------|----------|
| 1、2、3、4 | 2. 頭痛、8. 腹痛 | 15. 適応障害 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>27歳男性 20歳で適応障害（休業加療し、復職までスムーズであった）</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>石油化学コンビナート研究職</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>適応障害</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>休業加療</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）</p> <p>非定常作業中、うっかりミスで災害を起こしてしまった。事業所は構内で5年間無災害を継続している唯一の事業所だったため、本人は非常に責任を感じ、治療を受けながらその後の会議等に参加し、大勢の前で厳しい質問をされたり、叱責を受けたり、非常なストレスがかかったものと考えられる。</p>  |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p> <p>前回は休業してすぐに良くなったので、休めば治る、と本人周囲も考えていたため</p>   |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>当初、元の職場では働きません、という本人の強い意向で、その前に働いていた場所へ配置を変えた。そこでもミスを繰り返し、また頭痛や腹痛を訴えて休むことも多かったようである。嘱託産業医への連絡が遅かったが、産業医面談を実施した時点で、適応障害と言うよりは鬱病なのでは？と考えられたため、即日休業とした。</p> <p>職場には、以前にもメンタル不全から休業した社員であり、対応の際には細心の注意を払うべきであったのでは？と苦言を呈したところ、最初の段階で相談すればよかった、との反省の言が聞かれた。現在休業中であるが、家族からいつ復帰できるのか、と聞かれてつらい、と産業医面談では話をしている。家族への説明も課題となるか。</p> |                                   |  |

(事例29) 46歳男性、営業職、メンタル不調のため休業加療

| 類型    | 症候    | 疾患         |
|-------|-------|------------|
| 1、2、4 | 2. 不眠 | 15. メンタル不調 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>46歳男性、特記すべき既往なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>営業職</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>メンタルヘルス疾患 (心療内科通院)</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>休職 (出勤停止)</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>認知症の父の健康管理について相談したいという保健師への申し出から産業医面談をすることになった。社員は訪室するなり家族の健康状態についてまくしたてるように話をしはじめ、傾聴していると、本人にも重度の不眠やイライラ感など看過できない健康状態であることが聴取された。本人のメンタル不調の原因として、義母が認知症に加えて統合失調症に罹患しており、家族への極めて攻撃的な言動が続いていることが聴取された。特に社員以上に妻が追い詰められており、面談中も社員の携帯電話が幾度か鳴っているような状況だった。本人は優秀な営業職であり、仕事に来ている方が気が楽だと聴取された。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため (例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p> <p>家族の健康管理状況の整える時間を確保するため: 本人の健康状態に義母の健康状態が強く影響していると認められ、特に妻が疲弊してしまっていた。義母の健康管理環境調整がすむまでは家族を支えるための時間を確保すべきと判断し休職させた。</p>                          |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>本人の健康状態は悪かったがそれ以上に妻の健康状態が危機的と思われた。家族の健康状態のために休職措置をとることは病気休職制度の本来目的ではないため、その点は書面上はやや明示しにくかった。上司が本件判断に強い理解をしめしていたため、手続き自体はスムーズにすすみ問題なかった。会社の文化によっては休職させにくかったかもしれない。</p>   |                                   |  |

(事例30) 44歳男性、刀鍛冶、高血圧のため夜勤・長時間残業禁止

| 類型      | 症候                 | 疾患                       |
|---------|--------------------|--------------------------|
| 1、2、3、4 | 1. 肥満、高血糖、高血圧、脂質異常 | 9. 肥満、糖尿病、脂質代謝異常症、4. 高血圧 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>44歳男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>刀鍛冶</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など</p> <p>①治療が望ましい肥満症 (BMI28+肥満関連疾患)</p> <p>②コントロール不良の未治療糖尿病 (随時血糖=200mg/dl、HbA1c=12.7%)</p> <p>③Ⅲ度高血圧の疑い (193/123mmHg)<br/>→JSH2009によるリスク層別化で②と合わせて高リスク</p> <p>④脂質異常症 (LDLcho=188mg/dl、L/Hratio=3.19)</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>『医療機関を受診し、精密検査および治療を受けなければ以下の措置が望ましいと考えます。』</p> <p>①交代勤務 (夜勤) の禁止。</p> <p>②過重な労働負荷の制限 (時間外労働 月 45 時間未満が望ましい)</p>   |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>嘱託産業医先での事例であり、事業場を訪問できる機会に時間的制限があります。そのため健診結果を確認し、就業判定を行い、面談指導を行い、事後措置内容を伝え、その後をフォローするといった流れの迅速で丁寧な対応が困難な場合があります。しかし、嘱託産業医 (社外の専門医) として事業者とも労働者ともよい距離間を保ちやすく、厳しい措置内容でも場合によっては専門家として伝えやすいとも思います。今回の事例は、下記のように複数の総合的な目的を迅速に目指すために、本人との面談指導の前にデータと過去の面談記録のみから上記の制限の必要性を進言した事例です。先に制限を進言し、その後の事業場訪問の際に本人へ面談指導を行い、受診結果と治療状況を確認して制限を緩和しました。</p> |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>③ 健康管理を促進するため (受診、治療を強く進めるため)</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため (例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>   |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>①本人や事業者にも、就業制限の必要性や妥当性を十分に説明する機会に時間的制限がある。</p> <p>②就業制限の妥当性に関して科学的な根拠となるデータや資料が乏しく、判断者 (産業医) によって判断が異なる場合も多い。</p>   |  |                                 |

(事例31) 42歳男性、物流業、血糖コントロール不良のため現場作業・時間外・出張禁止

| 類型      | 症候     | 疾患     |
|---------|--------|--------|
| 1、2、3、4 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>42歳 男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>物流業</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>以前から治療中であるが、コントロール不良な糖尿病 HbA1c 11.4% 空腹時血糖 251mg/dl</p>  |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>作業を事務所内での作業に限定し、現場に出る作業（現場確認、パトロール等を含む）を禁止</p>  |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>嘱託産業医で月に1回、半日の出務で活動を行っている事業所です。<br/>当該事業所は、分散事業所で巡視に行く事も年に1回程度しか行えません。20年程前から医療機関で加療を行っていましたが、服薬等を行うも、コントロール不良であり、5年前からHbA1c 10%を超えるようになりました。当該事業所内でも糖尿病による就労上の危険性の認識が薄く、介入が遅れてしまった所がありますが、現在、主治医と連絡を取りつつ、職場の上長、衛生管理者、人事労務担当者と連携して、きちんとコントロールされるよう管理を行っています。</p> |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p>   |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい<br/>本人の直属の上長が、産業医が提案する安全配慮の為の措置について、理解が中々得られず、就業制限の実施が近年までできませんでした。本人が会社側に病状について知らせる事を頑なに拒んでいた事が、職場ぐるみでの介入が遅れた要因です。</p>  |  |                                 |

(事例34) 56歳男性、社員寮住み込み、貧血のため運転・重量物取り扱い禁止

| 類型 | 症候    | 疾患     |
|----|-------|--------|
| 2  | 1. 貧血 | 3. 胃潰瘍 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>56歳、男性、既往歴：くも膜下出血（後遺障害なし）<br>2) 業種、作業内容<br>社員寮、住み込み世話役  |  |                                 |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>貧血 (Hb15→9.8) 胃透視にて胃前庭部小彎側辺縁不整にて精査必要  |  |                                 |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>運転禁止、重量物取り扱い禁止   |  |                                 |
| 4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br>自覚症状は顕著ではなく、健診結果にて判明。<br>近医受診し、胃十二指腸潰瘍と診断、除菌療法など受けて改善した。<br>くも膜下出血を前年に発症、退職し、復職したばかりであったので、復職にあたってはデータの改善等、慎重に判断した。 |  |                                 |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）<br>①<br>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）  |  |                                 |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい<br>・構内社員ではなく、特殊な業務なため、業務配慮の範囲に戸惑った。<br>・復職してまもない発症であったため、メンタルヘルスのアプローチも考慮した。                           |  |                                 |

(事例35) 54歳男性、システム開発、急性心筋梗塞後のため時間外労働及び出張禁止

| 類型  | 症候   | 疾患                              |
|---|--|---------------------------------|
| 1、2、3   | 6. 心房性期外収縮                                   | 4. 急性心筋梗塞後                      |
| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
| 1. 対象者のプロフィール   |  |                                 |
| 1) 年齢、既往歴<br>54歳、男性、既往歴特記事項なし<br>2) 業種、作業内容<br>業種：システム開発<br>作業内容：グループ内の社内システム開発および顧客先への導入作業<br>出張：2011年度は日本でのシステム導入のため、顧客先等へ短期間の国内出張があった。   |  |                                 |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>疾病名：急性心筋梗塞<br>心電図：心房性期外収縮（ただし、今回の例は、健康診断を契機に、就業措置をした症例ではない）   |  |                                 |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、時間外労働禁止、配置転換、治具導入など<br>復職時：時間外労働及び出張禁止<br>復職3カ月目以降：時間外労働月40時間以内  |  |                                 |
| 4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br>以前より、肥満、肝機能障害、脂質異常等を認めており保健師より食事運動療法及び受診勧奨を行ってきた。発症前2年間は健診時の心電図検査で、心房性期外収縮を指摘されていた。ただし心電図異常に伴う自覚症状は認めていなかった。時間外労働は、発症当月が月40時間程度、過去半年間で、月40時間を超える時が2回程であった。直近の睡眠時間は1日平均6時間程度であった。上記疾病にて入院加療後、復職時に産業医面談を行い就業上の措置を行った。その後は、経過良好であり段階的に就業制限を解除し、3カ月目より出張可能及び月40時間以内の時間外労働を制限した。 |  |                                 |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）<br>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）<br>③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）   |  |                                 |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい<br>就業制限を実施するにあたって、事前に本人と産業医面談を行い、本人の了解を得た。その後、産業医が医学的見地から、本人の同意のもと、身体状況を、人事及び上司に対して説明をした。就業制限によって、本人の不利益とならないことや、産業医意見書を発行する事によって、職場内での制限を遵守することを関係者間で共有した。  |  |                                 |

(事例36) 54歳男性、製造業、血糖コントロール不良のため交替勤務禁止

| 類型    | 症候     | 疾患     |
|-------|--------|--------|
| 1、2、3 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>54歳、男性、糖尿病で通院中</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>交替勤務（製造試作ライン）</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>糖尿病 (FBS 291, HbA1c 8.9)</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>交代勤務禁止（日勤帯のみ）</p>   |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）</p> <p>妻の死後、一人暮らしとなり、交代勤務のため、食生活が乱れるようになった。<br/>夜勤中には小腹がすくので、間食も多かった。<br/>糖尿病は通院中だったが、コントロール不良で血糖高値が続くため、交代勤務禁止とした。<br/>夜勤手当がなくなるので、本人が抵抗するかと思ったが、本人は元々夜勤をやめたがっており、<br/>今回の制限を設けることについては、むしろ喜んでいた。</p> |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p>   |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>本人の承諾を得ること<br/>上長の承諾を得ること<br/>人事の承諾を得ること</p>  |  |                                 |

(事例37) 34歳男性、事務・運転、ナルコレプシーのため運転業務禁止

| 類型  | 症候      | 疾患         |
|-----|---------|------------|
| 1、2 | 2. 睡眠発作 | 2. ナルコレプシー |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>34歳、男性、ナルコレプシー<br>2) 業種、作業内容<br>事務作業、時に運転                                  |                                   |  |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>ナルコレプシー  |                                   |  |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>運転業務の禁止   |                                   |  |
| 4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>入社以降、3回の事故、会議中の居眠り多発。検査の結果、脳波にてナルコレプシーの診断を得る。その後内服にて安定しているものの、継続的な加療を要している |                                   |  |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)<br>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)    |                                   |  |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください  |                                   |  |

(事例39) 46歳男性、事務・運転業務、てんかんのため運転業務禁止

| 類型  | 症候        | 疾患      |
|-----|-----------|---------|
| 1、2 | 2. てんかん発作 | 2. てんかん |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>46歳、男性<br>2) 業種、作業内容<br>事務、時に運転   |                                   |  |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>てんかん  |                                   |  |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>運転業務の禁止  |                                   |  |
| 4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>過去に3回のてんかん発作既往あり。いずれも怠薬時。  |                                   |  |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)<br>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など) |                                   |  |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい  |                                   |  |

(事例40) 36歳男性、パネル操作、ペースメーカー埋め込み後のため配置転換

| 類型 | 症候                 | 疾患     |
|----|--------------------|--------|
| 2  | 6. 不整脈、ペースメーカー埋め込み | 4. 不整脈 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>36歳、男性<br>2) 業種、作業内容<br>石油プラント内操作室  |                                   |  |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>ペースメーカー埋め込み   |                                   |  |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>操作盤パネルからの電磁波によるペースメーカー誤作動の懸念が主治医からあり。捜査室の環境改善は難しく、配置転換とした。 |                                   |  |
| 4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)   |                                   |  |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)<br>①<br>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)  |                                   |  |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい  |                                   |  |

(事例41) 56歳男性、現場巡回作業、高血圧のため運転業務・高所作業禁止

| 類型  | 症候     | 疾患         |
|-----|--------|------------|
| 2、3 | 1. 高血圧 | 4. 高血圧、未治療 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>56歳、男性<br>2) 業種、作業内容<br>現場巡回作業                                  |  |                                 |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>高血圧   |  |                                 |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>運転業務、高所作業禁止                                  |  |                                 |
| 4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>未治療の重症高血圧。再三の指導にしたがわず、生活改善でなおすと主張するも、重度の高血圧であったため、受診勧奨を目的に制限を課す |  |                                 |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)<br>②企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)<br>③健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため)       |  |                                 |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください   |  |                                 |

(事例42) 56歳男性、事務、アルコール性脳症のため就業禁止

| 類型  | 症候       | 疾患                       |
|-----|----------|--------------------------|
| 2、4 | 2. 記銘力低下 | 15. アルコール性コルサコフーウェルニッケ脳症 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>56歳、男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>事務作業</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>アルコール性コルサコフーウェルニッケ脳症</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>就業禁止</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>アルコール依存で保健指導中であったが、ウェルニッケ脳症を発症。通常の事務作業、ファイル管理、記銘力の低下などが出現したため、業務提供能力が困難と判断し、就業不可とした。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>②企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>④職場や企業への注意を促すため(例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p>  |                                   |  |

(事例43) 52歳男性、操作盤作業、眼精疲労のため夕方以降現場作業禁止

| 類型 | 症候        | 疾患       |
|----|-----------|----------|
| 2  | 3. 夜間視力低下 | 18. 眼精疲労 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>52歳、男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>操作盤作業（配線チェックなど）</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>眼精疲労</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>夕方以降の現場作業禁止</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）</p> <p>診断などはっきりせず、性格的な問題もあったが、本人が、暗所、夜間帯での一人作業によるミス<br/>の不安を強く訴える。重大事故につながる作業であり、会社と協議の結果、夕方以降の作業を免じた</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>②企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p>   |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p>  |                                   |  |

(事例44) 51歳男性、パン職人、コントロール不良の高血糖のため就業禁止

| 類型    | 症候     | 疾患     |
|-------|--------|--------|
| 1、2、3 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>51歳、男性<br>2) 業種、作業内容<br>パン職人  |  |                                 |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>高血糖   |  |                                 |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>治療開始まで就業禁止   |  |                                 |
| 4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>著しい暑熱作業に従事。血糖 400 異常、HbA1c 14、未治療のため、即日、就業を禁止し、受診させた。(即、入院加療となった)                                       |  |                                 |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)<br>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)<br>③ 健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため) |  |                                 |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください   |  |                                 |

(事例48) 42歳男性、事務、自律神経発作のため就業禁止

| 類型      | 症候                     | 疾患                 |
|---------|------------------------|--------------------|
| 1、2、3、4 | 2. 自律神経発作（発汗、動悸、蒼白、振戦） | 15. アルコール障害、パニック障害 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>42歳、男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>事務作業</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>自律神経発作</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>就業禁止</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>アルコール依存が根底にある。職場に来ると顕著な自律神経発作を起こす（発汗、動悸、蒼白、振戦）。アルコールの離脱症状との鑑別が必要。</p>  |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p> |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p>  |                                   |  |

(事例50) 44歳男性、システム開発業務、高血圧悪化のため残業・出張禁止

| 類型      | 症候                 | 疾患      |
|---------|--------------------|---------|
| 1, 2, 4 | 1. 高血圧症, 2. 不眠、めまい | 4. 高血圧症 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>44歳 男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>システム開発業務<br/>内勤</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>高血圧</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>残業禁止、出張禁止</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>繁忙が持続していた中、血圧が急激に悪化し、SBP180~190mmHg を認めた。<br/>内科へ紹介し、内服加療をスタートしても改善を認めず。<br/>その上、不眠、めまいなどの症状も出現したため、内科に加え心療内科も紹介受診した。<br/>不眠は改善し、SBP150~160mmHg 程度に改善傾向を認めた。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため(例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>                           |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>就業制限を実施した方が良いとは判断したが、職場全体に疲弊感があり、その他の同僚への影響も懸念した。</p>  |                                   |  |

(事例 5 1) 63 歳男性、営業業務

高血圧・くも膜下出血発症のため時間短縮勤務・出張、車運転禁止で復職

| 類型   | 症候      | 疾患                 |
|------|---------|--------------------|
| 1, 2 | 1. 高血圧症 | 2. くも膜下出血, 4. 高血圧症 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>63 歳 男性 高血圧にて内服中<br><br>2) 業種、作業内容<br>営業 担当企業を営業車で周る。時には商品の展示など山積みなどを実施。             |                                   |  |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>くも膜下出血を発症  |                                   |  |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>復職時、時間短縮勤務で出張禁止、車運転禁止   |                                   |  |
| 4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>高血圧にて内服しコントロールは良好であったが、くも膜下出血を発症。<br>麻痺などはなかったため、現職に復帰。復帰時は上記就業制限をかけたが、その後少しずつ緩和した。 |                                   |  |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)<br><br>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)        |                                   |  |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください<br><br>上記の就業制限を実施する際は良いが、車の運転についての措置については医学的根拠が乏しいと感じている。              |                                   |  |

(事例52) 43歳女性、営業職、うつ病のため運転業務禁止

| きっかけ   |  | その他の機会 |
|--|--|--------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>41歳<br/>2011年9月～2012年2月末：うつ病にて休職</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>営業職<br/>代理店に当社の部材を提案する</p>  |  |        |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>うつ病</p>  |  |        |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>営業のための運転禁止</p>  |  |        |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>当社では、営業のための自動車運転を行って良いかどうかについて、産業医が健康面から意見を述べている。メンタルヘルス不調者である場合、内服治療を行っているケースも多いが、添付文書上運転を許可している薬剤はほぼない状況と思われる。そのためメンタルヘルス不調で内服中の社員には、通常主治医に運転を行っても差し支えない旨の意見書を提出していただき、産業医が運転に関する意見を述べる。当該社員の場合は転勤後で新しい主治医と1度しか面識がない状況であり、関係性ができていないため運転に関する主治医意見書が提出されなかった。産業医と本人で検討した結果、現在減薬中で今後比較的早い時期に内服がなくなることが想定されること、および公共交通機関でも移動が可能であることから、現時点での自動車運転は不可とした。今後内服終了もしくは主治医意見書が出されれば、すぐに自動車運転を許可する方針である。</p> |  |        |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p>  |  |        |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>抗精神病薬を内服しているがために産業医が自動車運転を許可しないだけで、本人の業務の幅が大きく制限されてしまうことがある。主治医からの意見書が得られれば良いが、そうでない場合非常に判断に苦しむこととなる。本事例の場合は自動車運転が業務上必須ではなく、比較的早い時期で内服フリーとなることが予想されたため本人の理解も得られたが、そうでない場合非常に難しい判断を迫られることとなる。「内服=運転制限」という対応をしていれば、産業医に正直に話をする人がいなくなってしまう可能性も懸念される。制度自体の改善が必要なのかもしれない。</p>  |  |        |

(事例55) 23歳男性、製造業、腹部てんかん、通常勤務可能・腹痛発症時の配慮

| 類型   | 症候    | 疾患          |
|------|-------|-------------|
| 2, 4 | 8. 腹痛 | 2. 腹部てんかん疑い |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>23歳男性 腹部てんかん疑い</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>製造業、立位作業で軽作業、交代勤務</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>腹部てんかん疑い</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>通常勤務可 交代勤務可<br/>但し、腹痛が生じた際は抗てんかん薬を内服し、日勤中は健康管理室・夜勤中は休憩室のベッドで安静とし、数時間休んでから帰宅させること（抗てんかん薬内服直後は眠気が強く自動車運転は危険だが、夜勤中は公共交通機関も使用できず自動車運転で帰宅することがやむおえないため。）</p>          |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>腹痛で過去に健康管理室に来室したことあり、病院受診を勧めたところ、腹部てんかんの疑いと診断された。その約半年後、交代勤務に入るメンバーにしたいと上司から打診があった。<br/>病院で腹部てんかんの疑いと診断されて以降、一度だけ自宅で同様の腹痛あり、抗てんかん薬の内服で腹痛消失しているが、腹痛の頻度も高くなく、危険作業もないため、交代勤務可能とした。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p>   |                                   |  |

(事例57) 43歳男性、事務業、  
糖尿病・パニック発作等に対する配慮として残業禁止、出張禁止、自動車通勤禁止

| 類型         | 症候                  | 疾患                      |
|------------|---------------------|-------------------------|
| 1, 2, 3, 4 | 2. 頭痛、パニック発作, 6. 胸痛 | 8. 糖尿病, 15. 片頭痛, パニック障害 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>43歳、糖尿病、重度の片頭痛、パニック障害、腰部脊柱管狭窄症</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>オフィスワーク</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>糖尿病、片頭痛、パニック障害</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>残業禁止、出張禁止、自動車通勤禁止</p> <p>体調不良時は必ず随時健康管理室へ連絡し、出勤継続可能 or 帰宅の指示を受けること。<br/>特に低血糖時は必ず連絡すること。</p> <p>出勤前に体調チェックし(具体的項目を提示)、それに満たない場合は出勤をしないこと<br/>パニック発作が出現した際は、精神科産業医の指示通り周囲はそっとしておくこと。自分でコントロールするためトイレへかけつけ一人になる必要があり、30分ほどの離席はやむをえない。</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>パニック発作や片頭痛、低血糖、胸痛などで、デスクで突っ伏す、職場の床でうずくまる、離席したままなかなか戻ってこないなどの問題行動が続き、職場で問題となっていた。もともと未熟な性格で、健康管理室へも依存的な一面も示していたため、精神科産業医と協議し、1か月の就業禁止とし、各疾患の精査・治療の指示をした。本人は「就業禁止」の継続や再開に抵抗を示したため、1か月後復帰した後は、職場でうずくまったり、健康管理室へ不用意に来室したりするようなこともなくなった。</p> <p>胸痛) 循環器で精査し就業に問題ないことを示す診断書が提出された。<br/>糖尿病) インスリン療法中。軽度の感冒や、人間関係などのストレスのみで、低血糖を示すことあり。<br/>その度に健康管理室からブドウ糖内服の指示など実施している<br/>パニック発作) 精神的には就業配慮不要との診断書が提出された<br/>片頭痛) 時に嘔吐するほど重症で、片頭痛出現時は業務遂行不可となる。<br/>イミグラン内服1時間ほどで症状改善する。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)<br/>③ 健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため)<br/>④ 職場や企業への注意を促すため(例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>会社側は、安全配慮の責任をとりたくないため、<br/>インスリン療法をしているというだけで就業禁止を継続させるようにとの要望があった。<br/>会社側への理解を得てもらうまでに苦慮した。</p>   |                                   |  |

(事例60) 32歳男性、製造業、糖尿病悪化のため深夜帯勤務禁止

| 類型      | 症候     | 疾患     |
|---------|--------|--------|
| 1, 2, 3 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>32歳、男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>自動車部品製造業、製造ライン内オペレーター、三交替制勤務</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>糖尿病 (HbA1c 高値)</p>  |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>深夜帯勤務禁止 (→一時的に三交替から外れることを意味する)</p>   |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>健康診断結果で前回と比較して急激な HbA1c 上昇を認めた (半年間で 6.8→8.7%)。<br/>治療導入されていない情報を得ていたため、早急に受診が必要と考えたケース。</p>                             |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>③ 健康管理を促進するため (受診、治療を強く進めるため)</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>三交替の班から一時的に外れることで代替要員の調整に時間がかかったため、<br/>実際の就業制限実施までに数日間を要したこと。</p>                                     |  |                                 |

(事例61) 52歳男性、製造業、狭心症のための出勤時間への配慮時間

| 類型      | 症候                 | 疾患     |
|---------|--------------------|--------|
| 1, 2, 5 | 6. 狭心症の管理 (自覚症状なし) | 4. 狭心症 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>52歳、男性、既往歴：脂質異常症</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>自動車部品製造業、生産工程進捗管理業務、常日勤</p>  |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>狭心症</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>一日清算型フレックスタイム制の適用により、朝の通勤時間を遅らせる措置を講じた</p>   |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>40歳代に狭心症を発症し、その後治療を継続されていた。<br/>「起床後2時間の車運転は狭心症発作のおそれがあり差し控えることが望ましい」<br/>との主治医診断書の提出を受け、通勤時間のスライドを検討したケース。</p>  |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)<br/>⑤ 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合</p>  |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい<br/>【その後の経過】事業所の状況変化・業務内容の変更に伴い、通勤時間のスライドを徐々に通常の就業時間へ近づけることを職場側から打診された。本人同意のもと産業医から主治医へ情報提供を行い、疾病管理上可能かどうかを確認したところ、了承が得られたので徐々に近づけていった。</p> |  |                                 |

(事例62) 54歳男性、製造業、糖尿病悪化・治療優先のための休業措置

| 類型   | 症候     | 疾患     |
|------|--------|--------|
| 2, 3 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>54歳、男性<br><br>2) 業種、作業内容<br>美容家電製造業、デスクワーク、常日勤   |  |                                 |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>糖尿病 (HbA1c 高値)   |  |                                 |
| 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>要休業   |  |                                 |
| 4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>数年前より治療導入されていたが、前年度に HbA1c が 10% を超える値を示し、<br>主治医の指示のもとしっかりと治療を継続することを指導、改善報告を受けていた。<br>しかし翌年、再び 9.6% と高値を示したため、コントロール不可と判断。治療を優先して<br>もらうため要休業の措置意見を出した。 |  |                                 |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)<br><br>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)<br>③ 健康管理を促進するため (受診、治療を強く進めるため)   |  |                                 |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください<br><br>この方にしかできない業務内容に関する引継ぎ・調整に時間がかかったため、<br>実際の就業制限実施までに数日間を要したこと。   |  |                                 |

(事例64) 48歳男性、製造業、急性心筋梗塞発症のための深夜帯勤務、海外出張等の禁止、

| 類型      | 症候        | 疾患        |
|---------|-----------|-----------|
| 1, 2, 4 | 6. AMI 発症 | 4. 急性心筋梗塞 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>48歳、男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>電子部品製造業、スタッフ部門所属、常日勤</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>急性心筋梗塞</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>深夜時間帯勤務禁止、海外出張禁止、重量物取り扱いなど作業強度の高い作業禁止</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>急性心筋梗塞を発症され、3ヶ月の療養ののち職場復帰。<br/>治療経過および復帰後の職場適応は順調なケースであった。</p>  |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため (例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p> |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p>  |                                   |  |

(事例66) 41歳男性、製造業、大動脈炎症候群による深夜帯勤務禁止、作業姿勢への配慮

| 類型         | 症候                          | 疾患             |
|------------|-----------------------------|----------------|
| 1, 2, 4, 5 | 1. 白血球増多、炎症反応上昇<br>(自覚症状なし) | 4, 11. 大動脈炎症候群 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>41歳、男性、既往歴：メンタルヘルス不調（診断病名不明）による長欠暦あり</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>精密機器製造業、製造ライン内オペレーター、交替制勤務</p>  |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>白血球増多、炎症反応の上昇 ⇒ 精査の結果、大動脈炎症候群と診断される</p>  |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>深夜帯勤務禁止、作業負荷軽減、立位仕事と座位作業の組み合わせに関する配慮</p>  |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>左鎖骨下動脈の血流低下により左手の脱力が生じやすい、長時間繰り返しの作業は不適合的・心肺機能の低下がみられ、息が切れやすい（免疫抑制剤等による治療の影響か？）<br/>一時的にメンタルヘルス不調の再燃も認め、精神科への通院も再開となった</p>   |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p> <p>⑤ 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>(例：弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など)</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>事業所の状況の変化により、近いうちに生産工程を閉鎖する方向となったため、<br/>人員を増員して作業をバックアップするという配慮が困難であった。</p>   |  |                                 |

(事例69) 25歳男性、機器整備業、色覚異常のため運転業務等の禁止

| 類型   | 症候      | 疾患      |
|------|---------|---------|
| 2, 5 | 2. 色覚異常 | 2. 色覚異常 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>25歳、男性、既往特記なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>機器の整備、保守点検</p>  |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>色覚異常</p>  |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>一部の機器運転等の特定業務の禁止</p>   |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>車掌等の特定業務に就くために、医学適性検査を定期健康診断と同時に実施。<br/>実際には就業制限ではなく、医学適性検査で「他職適」と判定し<br/>当該業務に就かない様に配慮した(社内の決定事項)。</p>       |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>⑤ 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>(例: 弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など)</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>色覚異常は入社以前より指摘されており、本人の自覚もあつたため、<br/>就業制限に関する受け入れは良好であった。</p>                               |  |                                 |

(事例71) 52歳男性、営業職(海外駐在)、慢性心不全のため一時帰国、宿泊出張の禁止措置

| 類型      | 症候         | 疾患               |
|---------|------------|------------------|
| 1, 2, 3 | 6. 動機、息苦しさ | 4. 慢性心不全、発作性心房細動 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>52歳、男性<br/>過去の健康診断の心電図で心房細動を指摘されたことがある（直近の心電図は異常なし）</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>営業職、デスクワーク、海外駐在員</p>   |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>慢性心不全の急性増悪、発作性心房細動</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>配置転換<br/>復帰後3ヶ月間の宿泊出張禁止</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>海外で単身駐在中に動悸・息苦しさあり。現地医療機関を受診して急性気管支炎と診断を受けた。軽快が得られないことから診断に不信を抱いた本人が一時帰国して日本の医療機関を受診したところ、心不全の診断を受けてそのまま入院となる。<br/>治療・退院・自宅療養の後、職場復帰に際して「日本へ帰国させるべきか」という点に関して社内で意見が分かれた。本人と営業本部は現地へ戻り（し）たい、人事は日本へ戻すべきと考えた。最終的には、現地の地域性が決め手になり、日本へ戻すこととなった。</p>   |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）<br/>③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p> <p>現地で営業職を継続していくには、駐在員・邦人の絶対数が少なく飲酒の機会を避けることが困難であること（①③）、一定の治療レベルが確保出来ない地域であること（②③）、単身赴任であり健康管理の確実性に乏しいこと（①③）から帰国の方向性で話し合いを進めていった。<br/>当該国であっても、都市部の駐在員であれば経過は異なっていたかもしれない。</p> |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>駐在員が任期途中で日本に戻されるには本人の忸怩たる思いが強いこと、帰国しても役職に見合った仕事が用意出来ないこともあり部署が帰国の判断を受け入れたがらなかったこと、また、現地の医療レベルの質を客観的に示す指標がなく、判断には主観が入らざるを得なかったこと</p>   |                                   |  |

(事例72) 51歳男性、営業職(海外駐在)、完全房室ブロックの診断のため帰国を指示

| 類型 | 症候           | 疾患          |
|----|--------------|-------------|
| 2  | 6. 不整脈(自覚なし) | 4. 完全房室ブロック |

|   |  |                                 |
|---|--|---------------------------------|
| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>51歳男性、特記すべき既往歴なし(過去の心電図には異常なし)</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>営業職、デスクワーク、海外駐在員</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>健康診断の心電図で「完全房室ブロック」を指摘された</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>日本への帰国</p>   |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>海外駐在員が健康診断で心電図異常を指摘され、一時帰国しての埋め込み型ペースメーカー留置に踏み切ったところ、会社から再渡航を止める方向での介入が入った。</p>   |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>当初、本人はペースメーカー留置後すぐに再度渡航できるつもりであったが、留置後、切開創及び作動確認のため日本で何回かの通院が必要であることが判明した(その連絡をした際、人事経由で産業医にも情報が入った)。<br/>その後、人事が主体となり「重要な役職であるにも関わらず現地での不在期間の長さ」・「心臓の不安」を理由に帰国の方向で話をまとめていった。</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>自覚症状のない内容であり、本人は予期せぬ形で帰国指示を受けたことで戸惑いは大きかった。産業医としては赴任地の土地柄(都市部)を考慮すれば駐在継続は決して不可能ではないと考えたが、本人希望や医療的見解よりも会社・人事の考え方が優先されることとなった。<br/>他事例とほぼ同時期の出来事であり、会社の考え方が「危うきは帰国させる」というリスク回避の思想が強い時期でもあった。</p>       |  |                                 |

(事例 7 3) 46 歳男性契約社員、運転業務、糖尿病コントロール不良のため就業禁止

| 類型 | 症候     | 疾患     |
|----|--------|--------|
| 2  | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>46 歳 男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>クレーン運転業務、重量物作業有、3 カ月ごとの契約社員</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>空腹時血糖 322 mg/dl, HbA1c 18.5%, BP 125/87mmHg</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>就業禁止</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>平成 x 年の健診で HbA1c 11.8%と高値で臨床主治医を紹介し治療導入。平成 x+1 年の健診でも HbA1c13.4%と高値であったため、再面談。自己中断されていたことが確認されたので、産業医面談を行い、すぐに主治医に受診をしてもらいインスリン導入となった。その時点で「治療継続を前提として就業可能」という就業判定を行った。その後、低血糖発作等の出現の有無、治療継続されているかを目的としてフォローアップを行った。面談では、毎月治療結果について報告を求めた。検査結果データについて、HbA1c7.5%程度、インスリン 2 回打ちを継続しているということをお口頭で報告を受けていた (計 8 回)。平成 x+2 年の定期健康診断で FPG322mg/dL、HbA1c18.5%と異常高値であったため、緊急産業医面談。これまでの口頭報告はすべて虚偽で主治医の受診は 1 回しかしていないことが判明した。本人の了解を得て上司、人事に状況を説明。業務がクレーン運転に限定された契約内容であったことから、現在の就業を続けたら周囲を巻き込む事故を引き起こす恐れがあった。本人に説明し同意を頂いた上、「主治医の就業可能の紹介状が出るまで就業禁止」とした。その後、面談を繰り返したが、毎回「すぐに受診します」と返答があるのみで、実際は一度も主治医を受診することがないまま契約期間満了となった。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p>  |                                   |  |

(事例74) 52歳男性、糖尿病コントロール不良のため交代制勤務禁止

| 類型    | 症候     | 疾患     |
|-------|--------|--------|
| 1、2、3 | 1. 高血糖 | 9. 糖尿病 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>52歳男性 糖尿病自己中断</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>交代制勤務、製造・検査</p>  |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>糖尿病 HbA1c 高値</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>交代制勤務禁止 (定期健診で HbA1c 高値 (11.7) を認めたため、治療再開し、治療目標 (6.5) 以下にコントロールできるまでは交代勤務を禁止とした。)</p>  |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>定期健診で HbA1c 高値であり措置を開始した。当初、本人が抵抗することを予想していたが、予想に反して素直に受け入れた。後に分かったことだが、本人は元々交代勤務から外れたがっていたことだった。上司に報告したところ、こちらも特に反対なく受け入れられた。現在、本人は治療再開し、日勤業務に従事しつつ、通院継続中。</p> |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>3 健康管理を促進するため (受診、治療を強く進めるため)</p>  |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>+交代勤務を禁止にすることで、職場にしわ寄せが生じることはないか。</p> <p>+本人が就業制限に強く反対した場合、キチンとした根拠を説明して納得して頂く必要がある。</p>  |  |                                 |

(事例75) 50歳男性、プログラマー、血圧コントロール不良のため条件付き就業措置

| 類型    | 症候     | 疾患      |
|-------|--------|---------|
| 1、2、3 | 1. 高血圧 | 4. 高血圧症 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>50歳男性</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>交代制勤務、プログラマー</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>高血圧 (212/125)、心電図で左室肥大、胸部 X 線で心臓肥大</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>通院治療を行わなければ、交代制勤務は禁止</p>  |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>本人は遠方の事業所に従事していたため、電話で連絡、通院治療を行わなければ交代勤務は禁止せざるを得ない旨、伝えた。本人に病識はなかった。高血圧がずっと続いているからこそ危ないこと、既に心電図や Cxp にも影響が出ており、このまま放置することは危険であることを説明し、しぶしぶ了承した。これらの項目はいずれも法定項目なので上司に報告する必要があることを伝え、後日、上司に状況説明。本人がしっかり通院治療を継続していることを確認して頂くようお願いした。</p> |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>3 健康管理を促進するため (受診、治療を強く進めるため)</p>  |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>+交代勤務を禁止にすることで、職場にしわ寄せが生じることはないか。</p> <p>+本人が就業制限に強く反対した場合、キチンとした根拠を説明して納得して頂く必要がある。</p>   |  |                                 |

(事例76) 64歳男性、建設業、健診で見つかった胸部大動脈瘤のため遠方への赴任不可

| 類型  | 症候                              | 疾患             |
|-----|---------------------------------|----------------|
| 1、2 | 6. 自覚症状の無い胸部 X 線で異常を指摘された胸部大動脈瘤 | 4. 胸部大動脈瘤、高血圧症 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>64歳男性 高血圧症治療中</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>建設業、建設工事の監督（建設現場の施工管理等）</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>胸部大動脈瘤、高血圧症</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>遠方建設先への赴任不可</p>  |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>遠方建設先への長期赴任については、現役社員だけでなく退職後のOBについても募集を行っていた。今回、あるOBの同意が得られ、赴任前に一般健康診断等を実施したところ、胸部エックス線検査で「右縦隔拡大」の所見があり、胸部CT検査による精密検査の結果、胸部大動脈瘤を認めた。赴任後の業務において、大動脈瘤の悪化が懸念される点としては、以下があった。①遠方地への長期赴任による精神的ストレス②保護具着用に伴う身体的負荷（暑熱作業）③基礎疾患（高血圧症で服薬中、軽度の脂質異常症）。これらを総合的に勘案し、赴任不可と判断した。</p>   |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p>  |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい。</p> <p>+胸部大動脈瘤は瘤の大きさが40mm未満の場合、破裂や解離のリスクが低いとされているが、今回の赴任の可否判断にあたり、瘤の大きさを確認する時間的余裕はなかった。</p> <p>+胸部大動脈瘤の破裂等のリスクがないことを確認しないまま遠方地へ長期赴任させるべきではないことや、仮に赴任中に大動脈瘤が破裂等した場合の企業リスク等について人事担当者に説明し、最終的には前述の健康リスク等を勘案し時間的制約もあり赴任を見送ることになった。</p> <p>+今回は身体・精神的負担の大きい遠方地への長期赴任であったため、早急に精密検査（胸部CT検査）を行い、その結果を受けて就業判断を行ったが、普段の定期健康診断等においては通常勤務可と判断し、保健指導として精密検査の受診を勧奨していた可能性が高い。</p> |  |                                 |

(事例77) 46歳男性、デスクワーク、不安定狭心症のため出張・時間外労働等の制限

| 類型  | 症候    | 疾患        |
|-----|-------|-----------|
| 1、2 | 6. 動悸 | 4. 不安定狭心症 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>46歳男性 既往歴：尿路結石、他は治療中の疾患なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>業種：自動車エンジン事業（開発等）、他社出向（出向先産業医が不在のため、出向元産業医として対応）<br/>デスクワーク、管理/調整業務（部長職）</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>不安定狭心症、軽度拡張期高血圧症（120~130/90 前後）、軽度高尿酸血症（7.4）</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>+ 主治医の意見が明確になるまで→出張・残業禁止（結局、退院後約1月で、主治医からは産業医情報提供依頼書への返信の形で「内服継続を条件の下、従来の就労状況であれば就業可（※従来の就労状況＝年5-6回欧米出張・1週間程度/回、月1回国内出張・1泊2日、残業40時間台/月）」と返信あり。）<br/>+ 主治医見解が出された後→出張・残業禁止を後述条件の下、解除。<br/>※業務上やむを得ず海外出張する場合は、事前に医療機関の情報を取得し、病状について英語表記のメモを携帯すること。<br/>※主治医指示に従い内服を継続し、適切な生活習慣を継続すること。－残業を含めた業務形態が大幅に変更となる場合保健師(⇒産業医)に申し出ること。<br/>※少しでも胸部違和感等症状がある場合は速やかに主治医・保健師(⇒産業医)に連絡すること。</p> |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>+ 経緯：動悸と息苦しさに入院⇒精査で上記診断、薬剤性ステント留置となり、内服開始となる。<br/>+ 考慮した事情：<br/>・業務責任の重い部長職の方であり、長期的に海外出張を禁止することが困難であった。<br/>・出向先上司/人事の安全衛生に関する知識が乏しく、産業医職務について理解を得るのに労力を要した。<br/>・薬剤性ステントは従来ステントよりも短期的な再狭窄頻度は少ないものの、長期的な視点での再狭窄率は専門医の間でも統一見解がないこと(エビデンスがないこと)と、主治医の説明が不十分であるためか、患者に「再狭窄は(今後もほぼ)ありえない」という印象を与えている可能性を感じ、本人の治療内容に対する基本的理解を得るために十分なコミュニケーションをとった。</p>   |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p>   |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい。</p> <p>4. に同じ</p>  |                                   |  |

(事例80) 57歳男性、点検作業、脳腫瘍のため配置転換、交代制勤務禁止

| 類型    | 症候           | 疾患       |
|-------|--------------|----------|
| 1、2、4 | 2. 失行・高次機能障害 | 2・12 脳腫瘍 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>57歳男性 既往歴：糖尿病</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>工場内の点検作業、保守保全<br/>作業内容：点検業務（階段昇降多い）、バルブ開閉（力仕事）、現場作業（修理）、暑熱環境あり（40度以上）</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>脳腫瘍</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>体調が戻るまで、かつ主治医意見・作業確認ができるまで交代勤務禁止、<br/>現場作業禁止→日勤帯、机上業務（約1ヶ月間）</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>上司から相談。話しかけても上の空、書く字がおかしいなどから。病院紹介し、入院加療。退院後高次機能は以前の状態となるが、右半身がやや麻痺が残るとのことで、現場作業を確認、体力測定実施（握力、CS30（下肢筋力）、開眼片足立ち、2step test）、主治医への問い合わせ等の間、上記就業配慮実施。問題ないと判断したため従来業務へ復帰。</p>   |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）<br/>4 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p>   |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。<br/>+退院後、職場復帰可能の診断書がでていたため会社に出勤したが、上司が現場に出してよいか迷い、そのタイミングで産業医面談の依頼が来た。<br/>-1 職場復帰時に産業医面談をする決まりがなく、職場判断となっていた。（問題点）<br/>-2 職場復帰時に産業医面談をする規則ができた（2週間以上の疾病欠勤の場合、または短期間でも脳・心・メンタル疾患の場合産業医面談を命ずる事がある）</p> |                                   |  |

(事例 8 1) 40 歳男性、保守保全、左膝前十字靭帯損傷のため段階的な作業変更

|       |         |               |
|-------|---------|---------------|
| 類型    | 症候      | 疾患            |
| 1、2、5 | 4. 歩行障害 | 16. 左膝前十字靭帯損傷 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>40 歳男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>設備の保守保全<br/>①点検作業（長距離の歩行、階段昇降が多い、狭いところに入る）<br/>②重筋作業（約 20 km のものを運ぶ）</p>   |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>左膝前十字靭帯損傷</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>術後 3-4 ヶ月は軽作業のみ（重量物の作業禁止）<br/>術後 6-8 ヶ月は膝をひねる作業禁止（以上は主治医より）<br/>リハビリ通院の配慮。</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>スポーツにて事故。上司から相談。手術から本来の能力になるまでの期間が長く、定期的に産業医面談を実施し、都度より細かな判断をした。当初机上業務としたが、その理由として階段昇降に違和感・膝の屈曲制限があり、現場には和式トイレしかなく、事務所は洋式であったためであった。他、1 人作業禁止（重量物を相方に頼むため）などの措置を行った。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>（例：弱視者の VDT 作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など）</p>           |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p>   |                                   |  |

(事例 8 2) 35 歳男性、製造業、脊柱管狭窄症による長距離歩行禁止、重量物作業の禁止

| 類型    | 症候           | 疾患                  |
|-------|--------------|---------------------|
| 1、2、5 | 4. 下肢のしびれ、腰痛 | 1 6. 脊柱管狭窄症、椎間板ヘルニア |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>35 歳男性 既往歴：脊柱管狭窄症で手術歴あり</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>製造業 班長<br/>①ライン（コンベア・計器・パイプなど）の点検（長距離を歩く）<br/>②落下した材料の掃除など（重量物作業）</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>脊柱管狭窄症、椎間板ヘルニア</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>長距離歩行禁止、安全靴の変更（以上産業医判断）、重量物作業の禁止（主治医より）</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）</p> <p>スポーツにて一度脊柱管狭窄症を手術（5 年前）。2 年前前から腰痛・足のしびれ再発したが、受診せず痛みを堪えて作業していた。痛みが悪化したため 2 回目の手術（狭窄部位は別）。術後、腰痛は軽減されたものの、右足の感覚が戻らず、足関節の下垂も軽度みられた。そのため長距離歩行で靴ずれが頻発していた（感覚がないこと、安全靴が固いことによる）。</p> <p>安全通路を歩くことを条件に普通の運動靴の許可を検討したが不可となり、業者と相談して中にパットの入った特注の安全靴を会社支給とした。また配置換えとなり監視業務中心の職場となった。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>（例：弱視者の V D T 作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など）</p>   |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>+ 本人が神経障害がでるまで我慢してしまった。</p> <p>+ 将来の係長候補といわれるくらい職場で期待された人物であったが、今後の定年までの 30 数年の職務生活を考慮して、出直して配置換えとなった。</p> <p>+ 本人の希望によりセカンドオピニオン（脊髄センター）を紹介するなど本人が納得することを目的にできる配慮をした（職場変更による心理的負荷を軽減するため）。</p> <p>+ 安全靴の配慮など、決められたルールの中で従ってもらうことと配慮できることのバランスを取った。</p>    |                                   |  |

(事例85) 57歳男性、製造業、骨髄異形成症候群のため交代制勤務の禁止、作業内容の変更

| 類型    | 症候       | 疾患          |
|-------|----------|-------------|
| 1、2、5 | 1. 汎血球減少 | 7. 骨髄異形成症候群 |

| きっかけ   | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>57歳男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>製造業：ライン作業（3交代）<br/>・暑熱職場・危険な作業あり・重量物作業あり・点検作業（長距離、階段昇降多い）</p>   |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>骨髄異形成症候群</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など</p> <p>①現場作業の第一線から離れる（相方のサポート、点検業務に限る）→血小板減少から<br/>②体力の低下に伴い、机上業務に変更（貧血による階段昇降の疲労感から、交代勤務は継続）<br/>③更なる体力の低下にて3交代から日勤に変更</p>             |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>健康診断の結果から受診勧奨し、診断。徐々に体力が低下したため、その都度業務の内容を検討し、職場の要求（やってほしい業務）と本人の希望・状態を検討し、最大限配慮した。</p>   |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）<br/>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>（例：弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など）</p> |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>・心理的なケアにより、本人の希望によりなるべく仲間のいる職場に残れるよう検討した。<br/>・金銭面でも相談があり、交代勤務や定年退職など、決められたルールの中で、職場との相談のもと最大限配慮した。</p>                          |  |                                 |

(事例86) 32歳男性、事務作業、睡眠不足症候群のため残業制限

| 類型    | 症候    | 疾患         |
|-------|-------|------------|
| 1、2、4 | 2. 眠気 | 2. 睡眠不足症候群 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>32歳男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>事務作業 (パソコン)、企画 (会議等)</p>   |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>睡眠不足症候群</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>残業制限 (睡眠7時間確保のこと)</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>過重労働面談にて、信号機の停止時に一瞬で眠ってしまう、帰宅後入浴中に寝てしまい冷たくなって気付く、会議でどうしても居眠りしてしまう、と相談あり。睡眠外来受診勧奨し、上記診断。上記制限と人事・上司の情報共有のもと、業務の検討、人員の検討を行い、一時的な増員 (他職場からの応援) など配慮してもらおうとともに継続して面談することとなった。</p>  |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>4 職場や企業への注意を促すため (例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>+ 交通事故や入浴死の危険性あり、上司と早めに相談し対応をお願いした。</p> <p>+ 残業制限に本人が強く抵抗を示したため、時刻、時間による残業制限とせず、主治医の意見も考慮して「睡眠7時間確保のこと」とし、本人の仕事の裁量度を大きくした。</p> <p>+ 一方で就業制限者として要員減少である旨を上司、人事に強く示し、サポートをお願いした。</p> <p>+ 当初てんかんの可能性も考慮して、確定診断ができるまでは車通勤も制限した (公共交通機関を利用)。</p> <p>+ 上記就業制限を本人が守らない可能性があるため、定期面談継続とした。</p> |                                   |  |

(事例87) 31歳男性、製造業、外傷性てんかん疑いで配置転換、残業制限

| 類型    | 症候        | 疾患                     |
|-------|-----------|------------------------|
| 1、2、5 | 2. てんかん疑い | 2. 外傷性てんかん疑い (急性脳内出血後) |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>31歳男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>製造業 ライン作業 (3交代)<br/>・ラインの点検・重量物作業あり・クレーンの運転・暑熱職場</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>外傷性てんかんの疑い</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>現場作業禁止 (机上業務：配置転換)・車通勤禁・1人作業禁止・残業制限</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>トイレで足を滑らせ転倒、後頭部を強打。病院で脳に出血見られた。外傷性てんかん発症の可能性があったため、主治医からの意見をもとに2年間の期限限定で上記配慮を実施。</p>  |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>(例：弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など)</p> |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p>   |                                   |  |

(事例88) 63歳男性、監視・点検業務、パーキンソン病のため点検業務禁止

|       |               |            |
|-------|---------------|------------|
| 類型    | 症候            | 疾患         |
| 1、2、5 | 2. 振戦、5. 動作緩慢 | 2. パーキンソン病 |

|   |                                   |  |
|---|-----------------------------------|--|
| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>63 男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>ライン作業 (3 交代)<br/>モニター監視業務・点検業務 (階段昇降多い)・暑熱職場</p>   |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>パーキンソン病</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>点検業務禁止</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>上司より相談 (本人からパーキンソン病にて通院中との報告を受けて)。動作が緩慢になり、関節のこわばり、手足の振るえ、急な動作ができない、などの理由から転倒のリスクを考え、上記就業制限を実施。結果として配置転換 (日勤、机上業務) となった。</p>                                |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>(例: 弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など)</p> |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p>  |                                   |  |

(事例89) 62歳男性、プログラマー、てんかんのため単独作業禁止、運転業務禁止

| 類型  | 症候      | 疾患      |
|-----|---------|---------|
| 1、2 | 2. 痙攣発作 | 2. てんかん |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>62歳 男性 既往歴：てんかん</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>プログラマー</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>てんかん</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>単独作業禁止、運転業務禁止。(高所作業、火気業務、水没の危険性ないため制限設けず)</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>てんかん発作の既往あるものの、発作なく経過していた。10数年ぶりに職場で発作を認めたため、上司より報告があった。面談予定(囑託のため月に一度)の数日前にも再度発作を認めた。本人との面談、主治医へ診療情報提供依頼書を作成し、内服薬の調整を行いながら、上記制限を設けた。通勤に関しては、電車通勤のため、電車を待つ際には線路際に立たないことを指導。(後日、電車待ちの際に発作生じたが、ケガなどはなかった。)</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>発作時の対応に困るとの相談が寄せられたため、本人の同意を得て、周囲へ病気の簡単な説明と初期対応の資料を作成し周知した。このケースに限ったことではないが、本人への説明を十分に行い、理解を得るよう注意している。</p>   |                                   |  |

(事例91) 19歳男性、警備、特発性睡眠症のため夜勤禁止、作業場所の制限

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 類型  | 症候    | 疾患        |
| 1、2 | 2. 眠気 | 2. 特発性睡眠症 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>19歳 男性</p> <p>新人研修期間中に研修の講師より面談依頼あり。<br/>中学生頃より十分に睡眠をとっているにもかかわらず、突然の眠気をきたしていた。体育の授業中に立ちながら、通学途中に歩きながら眠っていることに気付くこともあった。近医に受診するも原因不明。専門医の受診を勧められるも、受診せず（医療過疎の地域で育ったためアクセス困難であった）。</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>警備員として勤務し、業務の慣れに従って、宿泊勤務にも就業する予定であった。</p> |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>専門医の診断「特発性過眠症」</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>日勤勤務および、転倒しても生命の危険に関らない場所での業務。(内服及び通院の継続)</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)<br/>警備員として勤務するが、高暗所など急な睡眠発作が生じれば生命の危険に関する箇所がある。警備員の業務は泊まり勤務が通常であるが、主治医から睡眠リズムを変える事が過眠症を増悪させる危険が高い事を指摘されており、日勤勤務としなくてはならなかった。</p>  |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>2 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p>   |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。<br/>疾病と就業に関する研究や報告が少なく、主治医の意見以外に他に参考にするものがなかった。</p>  |                                   |  |

(事例92) 50歳男性、営業職、腰部脊柱管狭窄症のため配置転換

| 類型    | 症候           | 疾患           |
|-------|--------------|--------------|
| 1、2、5 | 5. 下肢のしびれ・疼痛 | 16. 腰部脊柱管狭窄症 |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>50歳 男性 既往歴：頸椎椎間板ヘルニア</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>営業職。各種販売店や業者への売り込み、商談など（直接の面談での売り込みや紹介が多い）。</p>   |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>腰部脊柱管狭窄症</p>   |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>机上業務への配置転換</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）<br/>上記疾患により、下肢の痺れ・痛みが出現。手術を行うも症状が残存しており、歩行により下肢の症状が増悪し、2kmほどで歩行不能となる</p>   |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合<br/>（例：弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など）</p> |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。<br/>特になし</p>  |                                   |  |

(事例94) 20～50代男性、運転手、検査でSASと診断された場合運転不可

| 類型 | 症候                          | 疾患     |
|----|-----------------------------|--------|
| 2  | 3. 自覚症状なし(ポリソムノグラフィーでSAS疑い) | 5. SAS |

| きっかけ   | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | ■その他の機会 (スクリーニング) |
|--|-----------------------------------|-------------------|
| 1. 対象者のプロフィール<br>1) 年齢、既往歴<br>20～50代 男性 既往の有無は関係なし<br><br>2) 業種、作業内容<br>バスの運転手 |                                   |                   |
| 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 (例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br>検査で基準以上のSAS診断               |                                   |                   |
| 3. 就業制限・配慮の内容 (例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br>運転不可 (治療開始し、改善が確認されれば運転可能)   |                                   |                   |
| 4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)<br>全運転手に対して、定期的なSASスクリーニング検査の結果、ポリグラフ検査を施行している。    |                                   |                   |
| 5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)<br>2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)                    |                                   |                   |
| 6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。<br>症状がない場合が多く、本人の納得が得にくい。        |                                   |                   |

(事例95) 33歳男性、営業職、不眠症のため海外渡航の禁止

| 類型    | 症候    | 疾患      |
|-------|-------|---------|
| 1、2、5 | 2. 不眠 | 15. 不眠症 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>33歳 男性 既往歴：なし</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>営業職。業務歴11年目</p>   |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>睡眠障害、過去の健康診断結果には異常なし</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>海外渡航の禁止(時差の短い東アジア除く)、深夜労働の禁止</p>   |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>20xx年3月より易疲労感と気分の変調、不眠を自覚し、同年4月に自ら精神科を受診してうつ病としての治療を開始。受診当初から主治医に休務による治療を勧められていたが、仕事は好きで就労意欲は明確であり業務成績も優良であったことから、自己判断で勤務を続けていたが、体調の改善を感じられないため、同年5月下旬に産業医に相談。主治医の指示に従って以後1ヶ月半休務して同年7月中旬より復職。休務により易疲労感は消失、気分の変調も安定し、睡眠導入剤による睡眠障害の治療のみ継続することになった。時間外勤務を制限しながら復職後2ヶ月が経過して出張で同年9月下旬にアメリカに渡航したところ、現地で一睡もできず、帰国後も睡眠リズムが乱れ短時間しか眠れなくなった。仕事には支障は出しておらず、本人の自覚も睡眠だけの不調という理解であったため睡眠障害の症状を主治医と相談しながら勤務を継続していたが改善が見られず、再び易疲労感が出始めたため同年12月より再休務。睡眠リズムを整え、翌年3月より復職時に、海外渡航の禁止(時差の短い東アジア地域は除く)、深夜労働の禁止といった就業制限を設けて復帰し、以後休務することなく就労を継続している。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>当初うつ病としての対応を検討していたが、心理状態は安定しており、職場での人間関係も良好で、仕事内容にも自他共に適性を実感されていたので配慮のタイミングを逸した。睡眠障害を主問題として当初より配慮していれば2度目の休務は防げていたと思われる。</p>  |                                   |  |

(事例96) 55歳男性、開発部署、高血圧コントロール不良のため出張等の際に産業医意見の確認

| 類型      | 症候     | 疾患      |
|---------|--------|---------|
| 1、2、3、4 | 1. 高血圧 | 4. 高血圧症 |

| きっかけ  | <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|--|---------------------------------|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>55歳 男性 既往：高血圧、脂質異常症、脂肪肝、肥満、メタボリックシンドローム</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>開発部署（主に事務作業）</p>  |  |                                 |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>Ⅱ度高血圧</p>   |  |                                 |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>36協定の範囲を超える時間外労働を行う場合、長期出張行う場合、深夜労働を行う場合、海外渡航をする場合、その他負担の増加が予期される業務を行う前に産業医意見を確認すること</p>   |  |                                 |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）</p> <p>以前より健康診断結果でⅠ度高血圧を指摘されており、脂質異常症については受診指導を行い、特定保健指導対象者でもあった。毎年のように保健指導を行っているが通院はせず生活改善努力も乏しい状態が続いていた。20xx年7月の健康診断時には未治療のままで血圧は155/103mmHgとなり拡張期血圧がⅡ度高血圧の基準に該当したため、会社内の基準により安全確保のための業務制限（36協定の範囲を超える時間外労働を行う場合、長期出張行う場合、深夜労働を行う場合、海外渡航をする場合、その他負担の増加が予期される業務を行う前に産業医意見を確認すること）を付与した。これにより、今後は負担の多い業務を課す前には主治医の意見を確認し産業医面談を必ず行い安全確認を行ってから従事することになったため、本人は治療を開始することに同意した。</p> |  |                                 |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>3 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p> <p>4 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p>  |  |                                 |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>会社内で一定の基準を超えると安全確保のために付与する業務制限を用意しているので、健康診断後の本人との面談を待たずにリスク回避ができるシステムになっているが、一方で機械的に判定すると労働者の不利益になることもあるので、制限内容は労働の範囲を制限するものではなく、負担が通常業務より大きくなる前には必ず体調確認を行うという業務手続きの追加という内容に留めている。ハイリスク者には早めに会うことに役立つのと同時に、治療開始のための動機付けにもなっている。</p>  |  |                                 |